令和７年（フ）第４５４２号
大阪市淀川区十三元今里３丁目１番88号　ケアハウスはくあい、前住所大阪市淀川区塚本３丁目15番30号
破産者　橋本商店こと　橋本　與昭
１　決定年月日　令和８年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５１１３号
大阪府八尾市木の本２－140プレミールたつみ106、開始決定時大阪府守口市佐太東町１丁目34番17号
破産者　谷國　勝吉
１　決定年月日　令和８年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６２５０号
大阪府東大阪市吉田５丁目７－15　Ｈ－ｍａｉｓｏｎ東花園102、住民票上の住所大阪府東大阪市鴻池元町10番45－1006号
破産者　岡嶋　浩二
１　決定年月日　令和８年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６５４８号
大阪市生野区生野西１丁目18番21－511号
破産者　住吉　国弘
１　決定年月日　令和８年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６７９１号
大阪市生野区巽北１丁目９番16号
破産者　新井光代こと　ＳＩＭＡＺＵ　ＭＩＴＳＵＹＯ　島津　光代
１　決定年月日　令和８年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６８号
大阪府富田林市甲田三丁目７番22－304号
破産者　高橋　竜哉
１　決定年月日　令和８年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第４１１号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目21番12－101号マルクラッセⅠ、前住所大阪府柏原市田辺１丁目１番46号
破産者　駿河美由紀（旧姓浅野）
１　決定年月日　令和８年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１１４３号
大阪府柏原市旭ケ丘３丁目１番29号　ハウスＮｏ．10
破産者　水谷　　洋
１　決定年月日　令和８年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第３２１号
岡山県倉敷市福井293番地３
破産者　藤原　一政
１　決定年月日　令和８年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第２００号
北海道苫小牧市新富町１丁目５番24号ピースⅡ102号、前住所北海道苫小牧市しらかば町３丁目９番11号
破産者　Ｑｕａｔｌｏｗこと渡邊　　翔
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和７年（フ）第１７１号
群馬県前橋市青柳町197番地１　市川建設第４ビル　104号（開始決定時の住所）群馬県前橋市敷島町240番地75
破産者　米倉　健二
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第４１号
金沢市大桑町平１番地１　県営住宅１棟101号
破産者　吉田　匡孝
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和５年（フ）第２５３号
静岡県沼津市大岡3855番地の１　エレガンス門池103号室、前住所静岡県三島市谷田東富士見246番地の20
破産者　福士智惠実
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第３８２号
静岡県沼津市大塚1117番地の１　シティ大塚203
破産者　山崎　裕次
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和５年（フ）第２２５号
愛知県田原市加治町取手29番地１、開始決定時の住所愛知県田原市赤羽根町堂瀬古13番地
破産者　大武　一夫
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第８３号
愛知県蒲郡市五井町高立田29番地１
破産者　加藤　　功
１　決定年月日　令和８年９月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部